



道路を正しく使いましょう

誰もがいつでも安全に通行できるように、ひとりひとりが心がけましょう



道路に許可なく物を置くことはできません

これらの考えはすべて誤りです



自分の家の前だから
植木鉢ぐらい置いても
かまわないでしょう



これまでに指摘された
こともないし、
商売だからいいだろう

どうしてだめなの？



目の不自由な方やベビーカー・車いすを利用する方など、子どもからお年寄りまで、様々な歩行者が道路を利用します。道路にはみ出した商品・樹木・置き看板等は、通行の妨げとなるだけでなく、ぶつかったりつまずいたりして危険です。道路の不正使用・不法占用が原因で事故が発生した場合、その設置者や管理者が責任を問われ、損害賠償を求められることがあります。

普段、何気なく利用している道路ですが、私たちの日常生活に欠かせないもので、コミュニティにとっても重要な、地域の資源です。

また、震災時の避難経路や火災時の消火活動の場となるなど、大切な公共空間として大きな役割を果たしています。

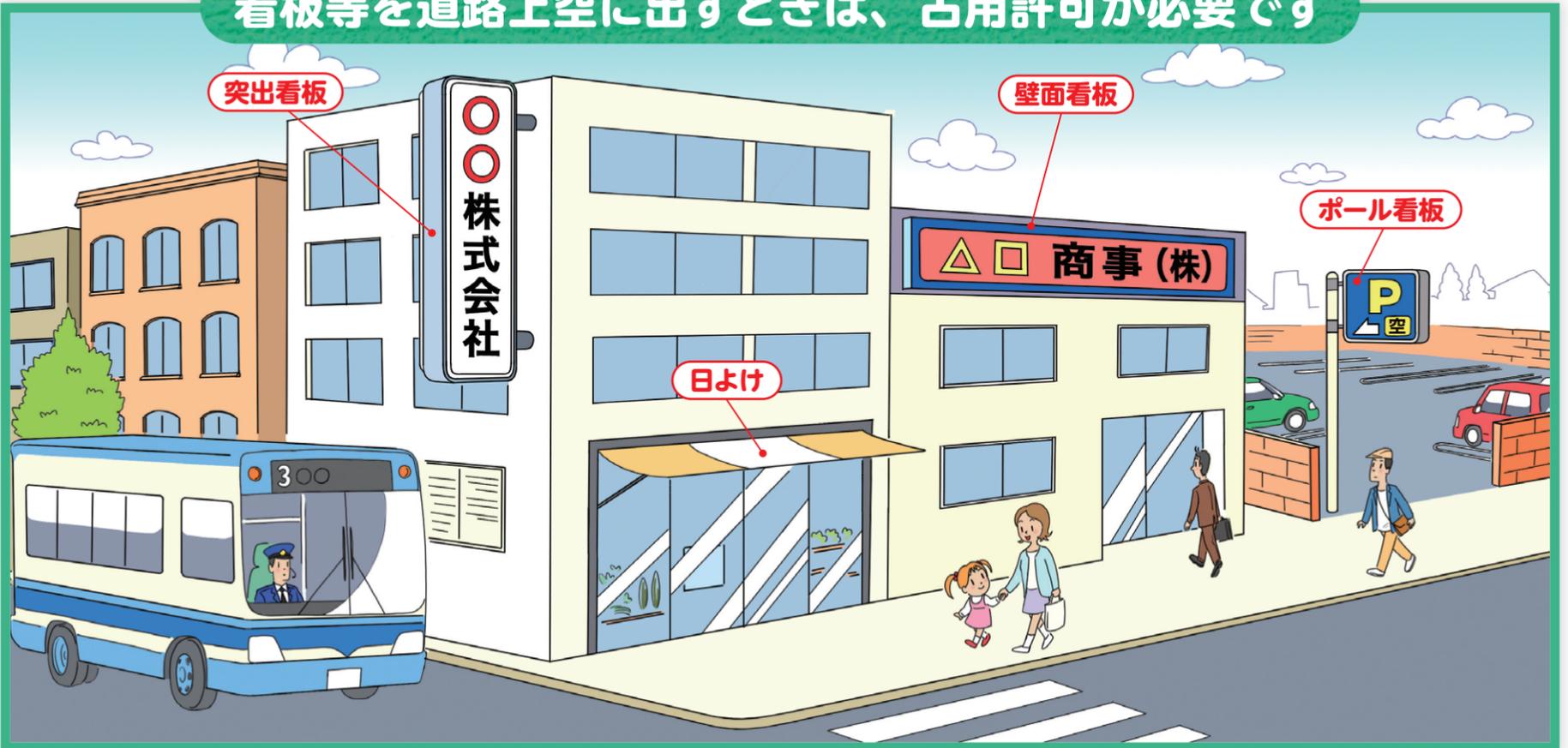
日常的に利用している道路には、誰もが気持ちよく利用できるような、様々なルールがあります。あらためて道路の正しい利用方法を確認していただき、誰もが安心して通行できるよう、お互いに思いやりのある「やさしいまち」の実現に向けてご協力をお願いします。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

国土計画調整課 道路監察担当 ☎6432-7958 FAX6432-7993
土木管理事務所 世田谷 ☎3424-2790 FAX3424-2501、北沢 ☎5486-7010 FAX3412-6847、玉川 ☎3702-4914 FAX3702-3762、
砧 ☎3417-9571 FAX3417-9573、烏山 ☎3308-8133 FAX3305-2484

看板等を道路上空に出すときは、占用許可が必要です



※占用とは、「道路上や道路の地下または上空に工作物等を設置し、継続して道路を使用すること」をいいます。

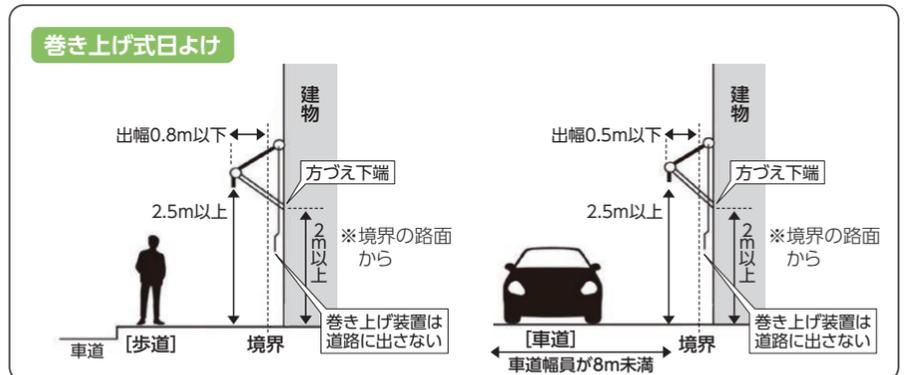
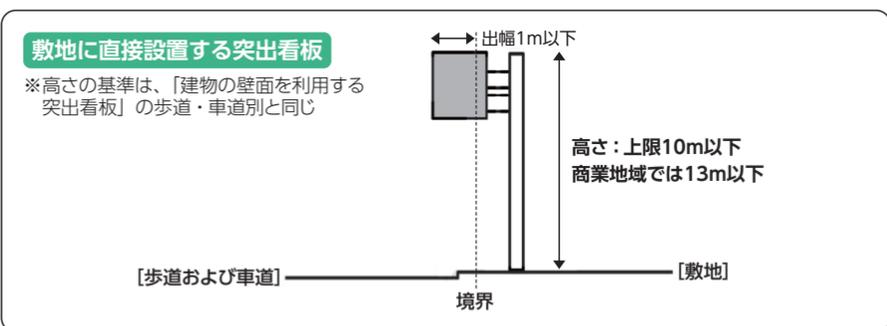
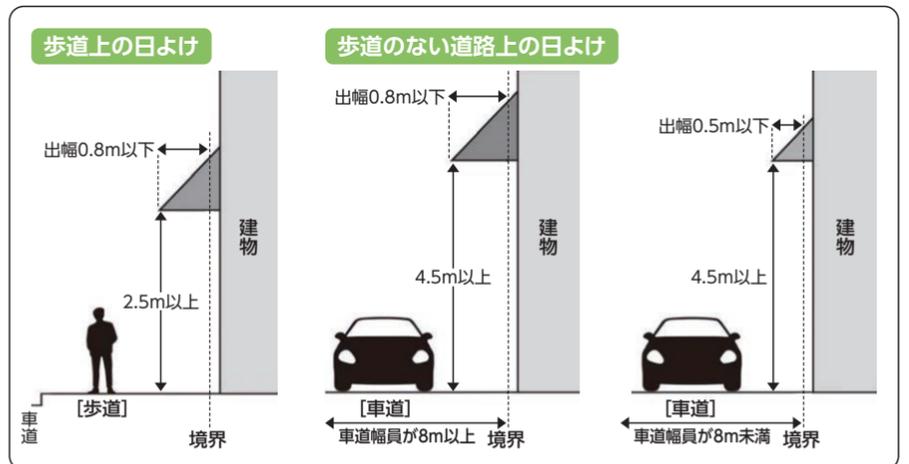
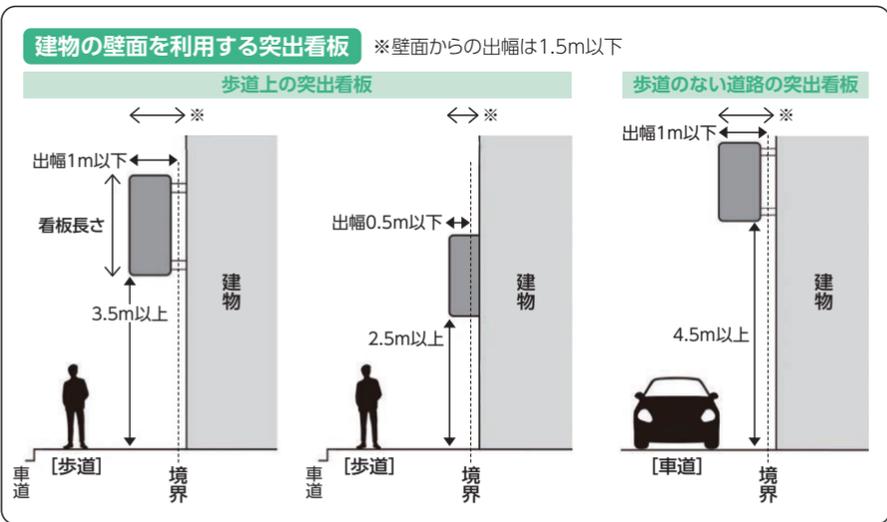
7月から看板の実態調査を行います



許可基準に適合しているかどうかを確認するために、区道に突き出した看板と日よけの高さや出幅、面積などを測量します。ご協力をお願いします。

- 所有者は許可基準(出幅、高さ等)に沿って計画し、設置前に申請してください。(道路法第33条)
- 突き出している面積に応じて占用料がかかります(減免あり)。(道路法第39条)
- 「東京都屋外広告物条例」に基づく許可が必要となる場合があります。※1
- 許可なく道路を使用すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。(道路法第102条)
- すでに設置されているもので許可基準に適合していない場合は、撤去か改修が必要です。
- 許可を得ていない場合は、申請手続きをしてください。

占用許可基準(概要)



詳しくは、それぞれの所管課までお問い合わせください。